

第 4806 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月 3日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 相続税の納税猶予に係る担保

Q：非上場株式についての相続税の納税猶予を利用する場合、担保が必要ということですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるためには、担保を提供しなければなりません。担保として提供できる財産は次のとおりです。

①納税猶予の対象となる認定承継会社の特例非上場株式等

非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供することが認められます。ただし、この場合には、特例非上場株式等の全部を担保提供する場合に限られます。また、この場合には、必要担保額に見合う担保提供があったものとみなされますので、もし、担保として提供した非上場株式の価額が下落したとしても追加で担保提供を求められることはありません。

なお、認定承継会社の非上場株式を担保として提供する場合には、非上場株式(株券)を法務局(供託所)に供託し、供託書の正本を税務署長に提出しなければなりません。

この場合において、認定承継会社の株券が発行されていないときは、担保提供に当たって株券を発行しなければなりません。

②不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券、保証人の保証など

